

静岡県告示第255号の5

学校法人収益事業の種類（平成21年静岡県告示第344号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第26条第2項</u>の規定に基づき、静岡県私立学校審議会の意見を聴いて、静岡県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定める。</p> <p>学校法人収益事業の種類</p> <p>第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第26条第1項</u>の規定により知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。</p> <p>(1)～(6)（略）</p>	<p>私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第19条第2項</u>の規定に基づき、静岡県私立学校審議会の意見を聴いて、静岡県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定める。</p> <p>学校法人収益事業の種類</p> <p>第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第19条第1項</u>の規定により知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。</p> <p>(1)～(6)（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。